

別表（第2条関係）

（平22条例8・全改、平25条例28・平26条例1・一部改正）

占用物件		占用料				
		単位	所在地			
			ア		イ	
			市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	680円40銭	572円40銭
	第2種電柱		970円	820円	1,047円60銭	885円60銭
	第3種電柱		1,300円	1,100円	1,404円	1,188円
	第1種電話柱		560円	480円	604円80銭	518円40銭
	第2種電話柱		900円	760円	972円	820円80銭
	第3種電話柱		1,200円	1,000円	1,296円	1,080円
	その他の柱類		56円	48円	60円48銭	51円84銭
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円	5円	6円48銭	5円40銭
	地下電線その他地下に設ける線類	つき1年	3円	3円	3円24銭	3円24銭
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550円	470円	594円	507円60銭
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	340円	290円	367円20銭	313円20銭
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100円	950円	1,188円	1,026円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		470円	400円	507円60銭	432円

	広告塔		表示面積 1平方メートルにつき1年	2,000円	640円	2,160円	691円20銭
	その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき1年	1,000円	950円	1,080円	1,026円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年		24円	20円	25円92銭	21円60銭
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		34円	29円	36円72銭	31円32銭	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		51円	43円	55円8銭	46円44銭	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		67円	57円	72円36銭	61円56銭	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		100円	86円	108円	92円88銭	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		130円	110円	140円40銭	118円80銭	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		240円	200円	259円20銭	216円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		340円	290円	367円20銭	313円20銭	
	外径が1メートル以上のもの		670円	570円	723円60銭	615円60銭	
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積 1平方メートルにつき1年	1,000円	950円	1,080円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額		Aに0.00432を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		Aに0.00648を乗じて得た額	

		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額		Aに0.00864を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			1,000円	430円	1,080円	464円40銭
	地下に設ける通路			600円	210円	648円	226円80銭
	その他のもの			1,000円	950円	1,080円	1,026円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートルにつき1日	20円	6円	21円60銭	6円48銭
	その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき1月	200円	64円	216円	69円12銭
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートルにつき1月	200円	64円	216円	69円12銭
		その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	2,000円	640円	2,160円	691円20銭
	標識		1本につき1年	840円	760円	907円20銭	820円80銭
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	20円	6円	21円60銭	6円48銭
その他のもの		1本につき1月	200円	64円	216円	69円12銭	

	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日	20円	6円	21円60銭	6円48銭
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月	200円	64円	216円	69円12銭
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	2,000円	640円	2,160円	691円20銭
		その他のもの		980円	320円	1,058円40銭	345円60銭
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積	1,000円	950円	1,080円	1,026円
令第7条第3号に掲げる施設			1平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.027を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積 1平方メートルにつき1月	200円	64円	216円	69円12銭
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			1平方メートルにつき1月	100円	95円	108円	102円60銭
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.01512を乗じて得た額	Aに0.01944を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.027を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.01512を乗じて得た額	Aに0.01944を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.0108を乗じて得た額	Aに0.01296を乗じて得た額	

		乗じて得 た額	を乗じて 得た額	を乗じて 得た額	0.01404 を乗じて 得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得 た額		Aに0.027を乗じて得 た額	

備考

- 1 所在地とは、占用物件の所在地をいい、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置されている変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置するもの以外のものが当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。